

一般貨物自動車運送事業の運賃料金

鋼材の運送にかかる運賃・料金

適用開始日 2019年 8月 1日

鋼材の運送にかかる運賃料金
2019年8月1日実施

I 運賃率(1トンにつき)

(注)()内の運賃率は、北海道・東北・北陸信越・中国・四国・九州の各運輸局に適用します。

貨物の種類 品名 料程	A	B	C
	1個の長さが13m未満で、かつ幅2,500mm未満および重量15トン未満のもの	1個の長さが13m以上17m未満、または幅2,500mm以上3,000mm未満、また重量15トン以上20トン未満のもの	1個の長さが17m以上20m未満、または幅3,000mm以上3,500mm未満、また重量20トン以上のいずれかに該当するもの
	鋼板(コイルを含む)、条鋼、綿材(バーンコイルを含む)、形鋼、鋼管、銑鉄、半製品	鋼板(コイルを含む)、条鋼、形鋼、鋼管	鋼板(コイルを含む)、条鋼、形鋼、鋼管
10kmまで	1,330 円 (1,280)	1,870 円 (1,790)	2,160 円 (2,050)
20km "	1,660 (1,630)	2,310 (2,270)	2,640 (2,570)
30km "	2,020 (1,960)	2,850 (2,730)	3,260 (3,120)
40km "	2,390 (2,300)	3,360 (3,210)	3,840 (3,650)
50km "	2,770 (2,640)	3,880 (3,670)	4,440 (4,210)
60km "	3,150 (2,980)	4,400 (4,160)	5,030 (4,750)
70km "	3,430 (3,280)	4,810 (4,570)	5,520 (5,210)
80km "	3,740 (3,540)	5,260 (4,960)	5,980 (5,670)
90km "	4,050 (3,830)	5,670 (5,370)	6,470 (6,130)
100km "	4,350 (4,110)	6,080 (5,740)	6,950 (6,560)
110km "	4,540 (4,280)	6,360 (5,980)	7,270 (6,850)
120km "	4,730 (4,440)	6,600 (6,230)	7,570 (7,120)
130km "	4,910 (4,630)	6,880 (6,480)	7,880 (7,400)
140km "	5,130 (4,810)	7,150 (6,720)	8,180 (7,680)
150km "	5,300 (4,970)	7,400 (6,950)	8,490 (7,960)
160km "	5,520 (5,140)	7,680 (7,190)	8,800 (8,210)
170km "	5,670 (5,300)	7,920 (7,410)	9,060 (8,490)
180km "	5,820 (5,480)	8,140 (7,660)	9,300 (8,770)
190km "	5,960 (5,650)	8,370 (7,910)	9,560 (9,030)
200km "	6,130 (5,820)	8,570 (8,140)	9,810 (9,310)
201km以上500kmまで20kmまでを増すごとに	250 (240)	340 (340)	400 (400)
501km以上50kmまでを増すごとに	510 (480)	680 (670)	790 (800)

II 料金

(1)待機時間料

1時間までごとに	1トンにつき	310 円
----------	--------	-------

III 運賃割増率

(1)長大品割増

1個の長さが20メートル以上のもの、 又は幅3.5メートル以上のもの	貨物の種別Aの運賃率の6割以上の臨時の約束による
---------------------------------------	--------------------------

(2)冬期割増

地 域		割増率
北海道	自11月16日 至 4月15日	2割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県 岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・八幡平市・滝沢市・九戸郡・二戸郡・上閉伊 郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち、高山市・飛騨市・下呂市・郡上市・大野郡	自12月1日 至3月31日	

(3)休日割増

日曜日及び祝祭日	2割
----------	----

(4)深夜・早朝割増

午後10時から午前5時まで	3割
---------------	----

IV 消費税及び地方消費税の加算(免税対象となる取引は除く)

運賃料金総額×消費税法等に基づく税率

V 運賃料金適用方

(運賃料金の適用)

1. この運賃料金は専用車両により鋼材を輸送する場合に適用します

- (1) 鋼材とは、鋼板（コイル含む）、条鋼、線材（バーインコイルを含む）、形鋼、鋼管、銑鉄、半成品といたします。
- (2) 専用車両とは、鋼材を輸送するポールトレーラ、トレーラ及び特別の装備を施した車両をいいます。

(運賃料金計算の基本)

2. 運賃は運賃率表に掲げてある金額又は、これに割増率もしくは割引率を乗じた金額を運賃率表に掲げてある金額に加減した金額の上限 30 パーセント、下限 10 パーセントの範囲内とします。

ただし、運賃率表B欄及びC欄に係る運賃は、A欄に掲げてある運賃のそれぞれ 130 パーセント及び 145 パーセントを最低金額とします。

- (2) 割増率もしくは割引率が重複して適用されるときは、それぞれの率をあらかじめ加減したうえで計算します。
- (3) 1 トン未満の端数重量に対しては、実重量に運賃率表及び料金表に掲げてある金額を乗算して計算します。

(端数の処理)

3. 運賃及び料金は当該輸送トン数ごとに計算し、当該運賃又は料金の円未満の金額については切り捨てます。

(大径鋼管抗の容積換算)

4. 大径鋼管抗を運送する場合は、実重量に次の容積換算係数を乗算して重量を計算します。

貨物の外径		係数
外径 600m/m 以上	850m/m 未満	1.2
外径 850m/m 以上	1,350m/m 未満	1.3
外径 1,350m/m 以上		1.4 以上の臨時の約束による

(キロ程の計算)

5. 運送距離は実車キロ程によるものとし、経路が 2 途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。荷主の指示により、同一荷主の貨物を 2ヶ所以上の場所で積卸する場合の運賃は、積荷の最大となる場合の重量によって、全区間を輸送したものとして計算します。

(待機時間料)

6. 荷送人又は荷受人の責により、車両を貨物の発地又は着地に 1 時間以上待機させた場合は、1 時間を超える部分について、所定の待機時間料を収受します。

(長大品割増)

7. 貨物の長さが 20 メートル以上のもの又は幅 3.5 メートル以上のものは、所定の割増率を適用します。

(冬期割増)

8. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、当該割増区間の運送距離による運賃に対して、所定の割増率を乗じて計算した額を加算します。

(休日割増)

9. 荷主の指示により日曜、祝祭日に行われる運送については、日曜、祝祭日に行われる運送距離による運賃に対して、所定の割増率を乗じて計算した額を加算します。

(深夜・早朝割増)

10. 荷主の指示により深夜・早朝割増の適用時間に行われる運送（当該運送のための作業時間及び待機時間を含みます。）については次の式により計算した額を加算します。

ただし、運賃率表A欄に係る運送に限ります。

$$\text{深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離にする基準運賃} \times 0.3$$

(特別割引)

11. 1年以上の契約（文書をもって運送契約を締結したものに限り）により継続かつ反復して運送される貨物であって運行効率が著しくよいものについては、10パーセント以内の割引率を適用することができます。

(貨物の積卸)

12. 貨物の積卸は荷主側が行うものとします。

(消費税及び地方消費税の加算方法)

13. 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

(2) 前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円単位に四捨五入します。

(実費負担)

14. 荷主の指示による運送にともなう特別の負担（有料道路利用料、自動車航送船利用料、後衛車の費用、助手の費用、運送事業者側の積卸設備を使用して行う積卸作業の費用、その他運送に関連して求められるサービスに対する対価）は実費として収受します。

(適用区域)

15. この運賃及び料金は、一般区域貨物自動車運送事業者が貨物の運送を受託する営業所が存する地域ごとに適用します。

(その他)

16. 時間専属契約又は最大積載量12,000キログラム未満の車両であってこの運賃及び料金によりがたい場合は、一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金を適用します。

17. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲内で、当事者間の取決め又は慣習によるものとします。